

H18 改正概要



住民税

- ①均等割・所得割の非課税基準額の引き下げ
(18年度から)
- ②税率のフラット化
一律10%(町6%道4%)
- ③定率減税の廃止
- ④地震保険料控除の創設
最高25,000円
(19年度から)

固定資産税

- ①土地に係る負担調整措置の改正
前年度の課税標準額が今年度の評価額の60%未満(住宅用地は80%未満)の負担水準である場合、評価額の5%を前年の課税標準額に上乘せ(18年度から)

町たばこ税

- ①税率の引き上げ
本年7月1日から1箱につき6円42銭(国・道の税金を合わせると1箱約20円)の増税

いずれにしましても、何らかの理由により、納税が困難な方については、税務課にお越しになり、納税相談されるようお勧めします。

住民税

住民税は1月1日現在の居住地で課税されます。

この住民税は、所得割と均等割から成り立っており、ある一定以上の所得がある方について課税されます。なお、前年中に退職されていても、住民税は前年の所得に対して課税されますのでご注意ください。

なお、昨年の税制改正、本

年の改正により重税感が増す

形がとられていますが、ここでいくつか例をあげてみます。

まず、妻に対する均等割の非課税規定が撤廃されることで

従来、夫に均等割が課税された場合、妻については課税されませんでした。

ある一定以上の所得がある場合、妻に対しても均等割が課税(17年

2千円、18年度以降は4千円)されるようになりました。

また、昨年まで老年者控除(65歳以上の方、48万円)と

いう所得控除がありました。今年度からこの控除がなくなりました。

年齢65歳以上の方の非課税規定も段階的に廃止になりました。

今年度も大幅な税制改正はありませんでした。65歳以上の方が支給されている年金収入に対する最低控除額が縮小(140万円→120万円)されたことに伴い、激変緩和措置として、2割・5割・7割の減額を受けるための基準

さらに平成12年度から実施

されてきました税額の定率控除(所得割額の15%、最高4

万円)も縮小(所得割額の7・5%、最高2万円)され、

来年度は廃止されます。本

当に頭の痛い話ばかりです。

国民健康保険税

国民健康保険税

固定資産税

額から、これまで15万円だった控除額に、今年度は13万円、来年度は7万円がプラスされた中で減額に該当するかどうかを判定することになっていきます。

さらに、所得割の算定についても従来の基礎控除33万円に、今年度は13万円、来年度は7万円プラスした形で所得割が算定されます。

また、介護保険の限度額の改正(8万円→9万円)も施行されましたが、この改正については、本年度は見送ることになりました。

※合併により旧早来町の税率に合わせるようになりましたので、追分地区につきましては激変緩和措置により、2年間の不均一課税が実施されま

すことをご承知おきください。

は税負担が大変なので、徐々に上げていくという措置を講じているためです。

一方、新築住宅を建てた方は、3年間の税額が2分の1に軽減されています。3年経過すると、その軽減措置を受けられなくなり、軽減前の税額に戻ったというわけです。

家屋を壊したはずなのに税額が上がっている

普通、固定資産税は土地と家屋から課税されますが、土地の上に、家屋(住宅)が建っていますと土地の分の税金は大変安くなっています。家屋を壊してしまうと、この特例措置を受けることができなくなり、逆に税額が上がってまうということなんです。

これは、二つの要因が考えられます。土地の課税標準額が上がったか、三年経過による新築住宅の軽減が受けられなくなったかです。

土地の課税標準額が上がったのは、「負担調整」といって

バブル期に土地の評価額が急騰したときに、これに合わせて土地の課税標準額も上げて